

主要 地方 道	芦 北 坂 本 線	八代郡坂本村大字小川内字チシャノ木 1182 番 1 地先から 同 所 同 字 1190 番 1 地先まで	前	10.4 ～ 25.0	103.0	旧道移管
				5.0 ～ 12.0	116.7	
			後	10.4 ～ 25.0	103.0	
主要 地方 道	牛 深 天 草 線	牛深市魚貫町 1949 番 1 地先から 同 所 同 字 1969 番 5 地先まで	前	6.6 ～ 24.8	270.0	迂回路 撤 去
				3.0 ～ 6.0	700.0	
			後	6.6 ～ 24.8	270.0	

2 区域変更する期日 平成15年3月31日

熊本県告示第306号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成15年3月24日から60日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成15年3月24日

熊本県知事 潮谷義子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	小川泉線	八代郡泉村大字柿迫字銭蒔 8366 番 3 地先から 同 所 同 字 8372 番 2 地先まで	131.0	緊道整
一般県道	小 鶴 原女木線	八代郡坂本村大字深くい字倉谷 2382 番 4 地先から 同 所 同 字 2382 番 3 地先まで	6.0	災害復旧

2 供用開始する期日 平成15年3月24日

熊本県告示第307号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成15年3月24日から60日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成15年3月24日

熊本県知事 潮谷義子